

日高教第37回専門部合同集会、文科省・総務省要請を実施

－ 各単組専門部から意見集約し、専門部特有の課題解消を要求 －

7月26日、第37回専門部合同集会が東京の「AP 浜松町」にて開催され、9部門73名の参加者のもと盛大な会となった。全体会では鯉沼中央執行委員長が挨拶を行い(以下参照)、続いて横田書記長が配付資料にもとづき日程確認や注意事項の説明を行った。さらに、厚生労働省 職業安定局障害者雇用対策課の職業指導係長より「民間における障害者雇用について」、教育現場の動向を踏まえた説明が行われた。その後の分科会では、各県から提出された資料をもとに活発な協議や情報交換が行われたほか、要請内容の確認や役割分担についても熱心な議論が交わされた。

翌27日には、事務職員部と現業職員部が合同で文科省・総務省への要請を行ったほか、その他の専門部(女性部、青年部、養護教員部、学校図書館部、実習教員部、特別支援教員部、定通部)においても文科省要請を実施した。要請終了後、専門部ごとに総括を行い、情報交換や要請を通じて得られた成果を、今後の各単組の取り組みに活かすことを確認し終了した。

日高教中央執行委員長挨拶

皆様、こんにちは。日高教で中央執行委員長を務めております栃木高教組出身の鯉沼正行です。執行部を代表して挨拶申し上げます。

本日は、「日高教第37回専門部合同集会」にご参加をいただきありがとうございます。皆様におかれましては、全国的に40℃に近い気温まで上昇する酷暑のなか、突発的な豪雨や早期の台風上陸など災害が身の回りでいつ発生してもおかしくない時代と言えるでしょう。学校では、夏季休業中とはいえ、課外や保護者懇談、部活動指導、研修など忙しい日々のなか、本集会への多くのご参加をいただき誠にありがとうございます。また、関連団体・政党・省庁からも多くのご出席を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、連合の春闘集計結果が7月16日に示され基本給を底上げするベースアップに定期昇給を合わせた賃上げ率の加重平均は5.01%(月額1万6,400円)となっています。前年の5.25%を0.24ポイント下回りましたが、連合が掲げた「5%以上」の目標を達成しました。5%超えは3年連続で、高水準の賃上げ率を維持しています。8月上旬には国家公務員の給与改定等を人事院が勧告します。日高教は、公務労協を通じて7月22日に行われた人勧期中央行動を受け、委員長クラス交渉に取り組んで全世代の賃上げをめざしていきます。

さて、本日の資料のなかに学習資料として直近の教育の動向などをまとめております。まず、私の出身地である栃木県上三川町(かみのかわまち)で発生した強盗殺人事件は、実行犯として4人の高校生が逮捕されています。「トクリュウ」や「闇バイト」といったインターネット、SNSなどを通じて、大人から見えにくいところで児童生徒が被害にあうだけでなく、加害者になることも起きています。私たち教職員が掲載の警察庁特設サイトなどからも情報を得ておく必要があります。

高校生にも十分責任が課される時代に、高校教育改革のグランドデザインが昨年度示されています。それは、少子高齢化が加速するなかで、産業の現場を支えるエッセンシャルワーカーの人材確保が重要になることや、地域における高校の消滅により地域の文化・経済・コミュニティが成り立たなくなり、地域自体の消滅につながることで、AIに代替されない人間の能力として、生徒を主語にした学びへ転換することが掲げられています。N-E.X.T.ハイスクール構想によって、アドバンスト・エッセンシャルワーカー、理系人材の育成、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保を基金によって永続的に支援していくことをめざしています。あわせて、次期学習指導要領の策定が本格的に進められ、本年度は各教科や部門ごとに審議が行われています。具体的には現在書記長が目下整理中の次回定期中央委員会の資料をご覧ください。

時代が変化していくなか、学校に求められる「安全」についても厳しい状況にあります。部活動や修学旅行で発生した生徒引率中の事故は、決して起こしてはいけないものとして私たちは日々職務に当たっています。一方、「安全管理」が細くなるほど生徒の活動には制限がされ、教員の業務も当然増えます。これは、那須雪崩事故が発生した栃木県では、以降「危機管理」について部活動ごとに事前準備から当日の会場設営まで大幅に細かく対応することになった経験を踏まえると、「安心できる教育」を提供するために「教員としての高い専門性と資質」が求められています。

日高教は信義と友愛を旗印とし、是々非々と不偏不党のもと、ときには独自に、また、ときには関係団体とともにその解決に向け、関係機関との交渉・協議を進め、教育の振興と充実及び私たち教職員の処遇・待遇の改善に取り組んでまいります。

本集会が、単組や組織という枠を超え、各専門部特有の課題を共有し、具体的な改善策等を議論することで、教員の働く未来が明るいものとなるよう建設的な協議をお願いします。さらに、明日の文科省・総務省への要請においては、現場から生の声を届けることで、理論や理屈はもちろんのこと、真摯に児童生徒に向き合っている実態を発信してきてください。

結びに、本集会が、参加された皆さんにとって有意義なものになるだけでなく、この場でできた繋がりを大切にして、縁が人を幸せにすることを願い、挨拶とさせていただきます。2日間にわたり、どうぞよろしくお願いいたします。



挨拶をする鯉沼中央執行委員長



開会行事の様子



厚労省による説明

【女性部・青年部】

〈分科会〉

女性部は松下洋平中央執行副委員長(徳島)が責任者、佐藤昌子氏(島根)が記録を担当した。青年部は山能研司書記次長(愛媛)が責任者、森田周氏(島根)が記録を務めた。分科会では、まず女性部・青年部それぞれで個別に意見交換を行った後、合同分科会を実施した。教職員を取り巻く諸問題や休暇、部活動指導等について議論を交わし、各県における状況の違いや先進事例を共有した。今後の勤務環境の改善等に向け、引き続き連携して取り組むことを確認した。



女性部・青年部 分科会の様子

〈文科省要請〉

女性部・青年部による要請は、文科省の初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係長、初等中等教育局教育職員政策課改革推進係長、初等中等教育局財務課給与総括係長、初等中等教育局中等教育企画課教育制度改革室戦略企画係長、高等教育局学生支援課奨学事業係らが対応した。

日高教:1. 男女ともに出生、子育てを行いやすい環境構築のため、以下のように図られたい。

- (1) 「子の看護等休暇」については、対象となる子の年齢を高等学校修了時まで引き上げるとともに子一人あたり5日にするなど、子の数に応じた日数増及び取得要件を緩和されたい。

- (2) 「家族看護休暇」を新設するよう関係省庁に対して求められたい。また、子や孫の学校行事や不登校にも対応できる「子育て休暇」を新設するよう関係省庁に求められたい。



女性部・青年部 要望書手交

文科省:子の看護等休暇については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において定められている。地方公務員についてはこの法規の定めが重要視されているところ。ただし、これはあくまで最低基準を定めたものであり、これを踏まえて各自治体の条例等において具体的な要件や日数等が定められているものと承知している。公立学校の教職員は一般職の地方公務員であるため、地方公務員法が適用される。労働条件については、条例で定められるものであるが、休暇制度といった教職員の勤務条件については任命権者である各教育委員会の権限と責任にもとづいて判断されることとなっている。学校教育を充実させる観点から各教育委員会の判断により地域や学校の状況において適宜対応していただきたい。

日高教:子の看護等休暇の対象年齢については、昨日の集会で各自治体の状況を伺い、福島県では高等学校修了時まで利用できることが分かった。他の自治体においては中学校修了時まで、または小学校修了時までしか利用できないといった状況であり、自治体間で差がある状況が明らかとなった。私が勤務する愛媛県では義務教育段階までが対象となっているが、高校生でも通院時に保護者の付き添いが求められるため、高校生の子どもを持つ教員は子の看護等休暇が利用できず、苦勞されている状況である。このような現状を理解していただき、すべての自治体において対象年齢を高等学校修了時まで引き上げていただきたい。また、日数については多くの自治体で国と同じく年間で1人5日、2人以上で10日取得できる状況であった。しかしながら、風邪や感染症などに罹った際は、複数子どもがいる家庭では、1人が発症した後、数日後に別の子に伝染するといったケースがよく起こり、5日から10日はあっという間に消費してしまう。特に子どもは体調を崩しやすく、年度内にインフルエンザと新型コロナウイルス両方に罹ることも珍しくない。加えて胃腸炎等の感染なども考えると最大10日では圧倒的に足りないことは明らかである。せめて1人当たり5日、またそれ以上の日数の拡大を強く要望する。

2025年に総務省統計局から公表された労働力調査によると、共働き世帯の数は増加の一途を辿っており、一方専業主婦世帯の数が減少している。教育現場を含めあらゆる業種で労働力不足が課題になっていることを鑑みると共働き世帯の支援は不可欠であると考えられる。今後、共働き世帯を支援するためには、子育ての枠組みはもとより、教員側から見た孫や親など家族全般の看護に使用できる休暇の拡充が必要であると考ええる。ぜひ関係省庁及び各自治体等に対して、関係者の柔軟な制度の使用や構築を進めてほしい。各自治体の例として、福島県では令和6年度から子育て家族看護休暇を設定し、子ども以外にも二親等までの家族の看護などを対象に含めるなど、対象拡大等が図られている。また、徳島県では子の授業参観やラーケーション等、様々な行事等に使用できるよう使用範囲が拡大されている。このように県によっては実態に応じた休暇の対象範囲や使用範囲の拡充が行われているが、すべての自治体において十分であるとは言えない現状がある。例えば、不登校の子を持つ教員が平日に自分の子の世話をする場合、年次休暇を使用して面倒をみる状況であり、年次休暇だけでは対応しきれないのが現状である。また、使用範囲を拡大したとしても、日数が今のままでは看護だけでなく、その他の理由での使用ができなくなる。そこで、子の看護等休暇とは別に様々な子どもに関する事由で利用できる「子育て休暇」の新設もあわせて要望したい。

文科省:教職員の方々が子育てあるいは家族の介護、不登校などに対して両立しながら教職の職場において活躍できる環境整備は重要であると認識している。今いただいた貴重な意見を踏まえて考えていきたい。基本的な仕組みとして、地方自治のなかでその条例によって定められること、また新たな休暇制度を新設するときでも民間事業者やその他公務員との均衡についても考慮する必要がある。文科省だけでなく厚労省や総務省など、全体にも及ぶ要望であるため、連携しながら進める必要がある。われわれとしてはいただいた貴重な意見を含めて考えていきたい。

日高教:各県の好事例を伝えさせてもらったが、このような先行事例を国の方から各自治体に周知する取り組みはされているのか、伺いたい。

文科省:文科省は特化して周知はしていないが、年に1度全国の管理主事の方々が集まっての研修を行っており、そこで各自治体の情報共有を行っている。懲戒処分や休暇休業制度など様々なテーマを扱うなかで、子育てや介護など仕事の両立についても扱っており、研修のなかで各自治体の方々が意見交換をする機会を設けている。このような機会を通じて好事例の情報共有を図っていきたい。

日高教:5. 不妊治療や育児、介護等を理由に退職した教職員が復職しやすい採用試験特別選考や復職制度の環境整備を図られたい。

文科省:育児や介護等で一度離職した教師の方々が復職しやすい環境を整備することは重要であると考えている。公立学校の教職員は地方公務員であるため、退職し身分を一度失った者を再度雇用するには採用選考を経る必要がある。そのため本人の希望のみで採用することはできない。他方で、各教育委員会においては、一度離職した教職員の方々が復職しやすいように、公立学校教員採用選考試験等において、不妊治療や育児、介護等を理由にして退職した者を対象とした特別選考を実施するなどの工夫を行っているものと承知している。文科省としても、引き続き各教育委員会に対してこうした先行事例を事前に情報共有することにより、更なる取り組みの実施を図っていききたいと考えている。

日高教:不妊治療や育児、介護を抱える教職員には、長期にわたる治療や介護を余儀なくされて退職を選ぶ方がいる。われわれの現場では特別休暇制度があっても日数が足りないこと、また、周りの教員にかかる負担や仕事を引き継げる教員がいないことから、退職を選ばざるを得ない状況があり、各自治体で身近に起こっている。そこで、不妊治療や育児、介護等を理由に退職した教職員が復職しやすい特別選考の拡充などの対策を講じている自治体があるとのことであったが、復職制度に関する整備をお願いしたい。例えば、三重県や神奈川県には退職された方を再び正規教職員として採用する制度があり、こうした先進的な事例を国レベルで普及させることを強く求めたい。また、同時に不妊治療や育児、介護等があっても退職を選ばなくてもよいように、各々の教職員の事情にあった働き方を柔軟に選択肢ながら、生涯を通して働き続けられる環境を整えていただきたい。福岡県では県庁に保育所が設置されているということで、職場に復帰してからも働きやすい環境が整備されていると聞く。このように人材確保の観点からも若い世代がこれから離職してしまうことなく働き続けられるような体制をつくってほしい。

文科省:われわれとしても一度退職された方に再び活躍していただくことはとても重要なことだと考えている。今後も各自治体と連携して先行事例等を周知していきたい。

日高教:7. 部活動指導業務手当については、学校における働き方改革を推進しつつ、次のように改善されたい。
(2) 週休日等の指導については、通勤手当に見合う交通費相当額の完全支給がなされるよう各自治体を指導されたい。

文科省:義務教育段階においては、本年度から部活動の地域展開を6年間かけて、前半3年、後半3年と段階的にしっかりと進めていくこととなっている。この6年間で土日等の週休日については完全に地域展開させることを目標に進めている。一方、今すぐすべての部活動が地域展開していくわけではないため、引き続き学校の部活動が残る形となる。教師の処遇改善は大変重要であると考えており、本年度から部活動指導手当をこれまでの1日3時間程度2,700円を3,900円に引き上げた。高校段階においては地方財政措置となるため、総務省に文科省としての考え方を伝え、義務教育段階での考え方も踏まえて適切に地方財政措置をしてもらっているところ。引き続き教師の処遇改善については状況を見ながら改善を図っていきたい。また、今回要望されている休日部活動における通勤経費の完全支給については、公立学校の教員も含む地方公務員の給与は、地方自治法や地方公務員法等を踏まえて、条例で定めることとなっている。今回指摘されている部活動指導における交通費の支給についても最終的には各地方自治体において適切に判断し、条例で定めていく形となる。われわれとしても可能な限り各自治体に情報共有等、行っていきたいと考えている。

日高教:福岡県では私立高校において部活動指導者の引き抜きが起こっており、各公立高校の現場から教員が私立高校に流れている現状がある。一方部活動指導を担当したくないと回答する教員の割合が、福岡県のデータでは保健体育教員でも18%という結果が出ている。また、愛媛県では「魅 Can 部」という指定部活動が導入されており、高校の部活動を学校の魅力の一つとして位置づけている。その魅 Can 部に指定された部活動には予算措置がなされ、活発に活動が進められている。いくつかの条件を満たす必要はあるが、各地域での中学校、中学生への発信として、高校を選ぶ一つの目的として部活動は非常に重要な位置づけとなっている。さらに、愛媛県では島嶼部があるため、休日部活動指導のために通勤する際には有料橋を通る必要がある。有料橋を通るためにかかる費用は現在自己負担となっている。高校段階において部活動を盛り上げていくことが求められることを踏まえ、手当の充実については早急かつ大きな改善を進めてほしい。さらに、大分県では休日の部活動指導にかかる交通費の支給を県に求めた際に特殊勤務手当として手当を支給している以上、交通費を手当として支給することは制度上難しいとのことであった。特殊勤務手当の制度自体を見直さなければならないと指摘されている。先ほど各自治体での対応とのことだったが、今後さらに各自治体に特殊勤務手当の在り方を検討もしくは見直しを働きかけるのか、伺いたい。近年、部活動をしたくない方で作られた職員団体が結成されている。高校段階においては部活動が学校の魅力として位置づけられている一方、部活動に負担を感じる若手の教員がいる。部活動における待遇の改善が進めば、担い手が増えるのではないかと考える。ぜひとも部活動指導に対する待遇の改善をお願いしたい。

文科省:様々な現場の実態を教えていただき、感謝申し上げます。特に、私立高校からの引き抜きの事例や有料橋による負担等の実情について伺えたことは有益であった。特殊勤務手当については、現時点で見直す考えはないというのが現状である。また、部活動指導手当の改善については、引き続き実態を注視していきたいと考えている。全体を見て、様々な要素やバランスを考慮し、必要に応じて適宜増加させていく。全体を総じて今回様々ご意見いただいたことは要望として承りたいと考えている。

【学校図書館部】

〈分科会〉

学校図書館部は、藤原弘一中央執行委員（島根）が責任者、河野靖典氏（愛媛）が記録を担当した。分科会では、学校司書や司書教諭の配置・校務環境・DX化に伴う予算措置などに関する課題が多く出され、各県の状況を踏まえた要請に向けての意見の統一を図ることができた。

〈文科省要請〉

学校図書館部による要請は、文科省の総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室図書館振興係が対応した。

日高教:1. 学校司書について、専任及び有資格者（司書資格または後述の学校司書資格）の正規職員を全校に配置されたい。

(2) 「学校司書」が必置となるよう、学校図書館法を改正されたい。

文科省:学校司書を必置とするため学校図書館法を改正すべきとの要望については、現行法では学校司書の配置は「置くよう努めなければならない」とする努力義務にとどまっている。令和5年度調査では、学校司書の配置率は全学校種で7割未満であり、現時点で必置化することは困難と考えている。一方、高校では約7割の学校に学校司書が配置され、1校専任の割合は9割以上、常勤職員の割合も約6割と、小・中学校に比べ配置が進んでいる状況である。そのため、高校については努力義務化後も一定の成果が見られると認識している。しかし、学校種を問わず学校司書の配置充実が重要な課題であり、本年3月に取りまとめられた「学校図書館の運営の充実に向けた有識者会議」報告書でも、専任化を含めた配置促進が提言されている。今後は「学校図書館ガイドライン」の改定等を通じて、学校司書の配置充実を進めていきたい。

日高教:司書教諭として現場に携わり、そこで聞いた意見をお伝えしたい。現在、栃木県内だけではなくかもしれないが、統廃合に伴い大量の書籍の除籍をしなくてはならない状況にある。しかし、栃木県は学校司書の資格を所持している職員が少なく、



学校図書館部 分科会の様子



学校図書館部 要望書手交

事務職員と兼務をしていることもあり、蔵書の管理が難しい状態である。学校図書館はすべての児童生徒に平等な学びのインフラであるべきだと思うので、難しいかもしれないが、専門職の配置を検討していただきたい。

文科省:司書教諭の先生方が毎日忙しくしているなかで、学校司書がいることで学校図書館により児童生徒が通いやすくなり、学びにも生かされる点において本当に重要な存在だと考えている。必置という法改正ではなく 1 校専任をわれわれも次期計画でめざしているため、そこは努めていきたい。

日高教:愛媛県では、すべての学校の図書館で事務職が司書として働いている。そのなかで愛媛県において問題になっていることは、資格があるのに配置されていない人がいる現状があることである。また専門部として資格を取るための配慮をお願いしたい。無資格の人員配置を行うのではなく、有資格者が学校図書館の仕事をして配置されることを願っている。また、2016 年に示された学校司書のモデルカリキュラムの観点からも、卒業生などが活躍する場として学校司書が全国に広がっていくことも願っている。

文科省:先日有識者から意見が出たことから、専門性の担保は大変重要だとわれわれも考えている。どの資格を持った方を採用するかは各自治体の判断になるので、われわれとしては専門性の担保が重要だということの認識を広く周知して理解していただけるよう努めていく。

日高教:4. 学校図書館の充実を図るため、高校に次期「学校図書館図書整備等 5 か年計画」に見合う図書整備と学校司書配置の予算を確保されたい。

(2) 高校においても、図書整備と学校司書配置の予算措置をされたい。また、学校司書配置を 1 校 1 名の予算とし、学校図書館の DX 化への予算措置も講じられたい。

文科省:高校における図書整備や学校司書配置への財政措置、学校図書館の DX 化については、学校種を問わず学校図書館の充実が児童生徒の学びを支えるうえで重要であるという認識を共有している。一方、現行の「第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」では、高校は図書費及び学校司書配置経費の対象となっていない。その理由として、図書費については、計画が「学校図書館図書標準」の達成を目的とした財政措置であり、この図書標準が義務教育諸学校を対象として定められているため、高校には適用されていないことが挙げられる。ただし、高校においても教育費の物品購入費の範囲内で図書を購入することは可能となっている。また、学校司書の配置については、収容定員 441 人以上の全日制・定時制高校では、学校図書館事務を担当する事務職員の定数が標準法にもとづき措置され、その経費について地方財政措置が講じられている。さらに、学校図書館の DX 化については、文科省の個別予算ではないが、総務省の「デジタル活用推進事業債」や内閣府の「地方創生推進交付金」を活用し、図書貸出・検索システムや電子図書館システムの導入が可能となっている。実際の活用事例も公表されており、これらの制度を積極的に活用しながら学校図書館の機能充実を図っていただきたい。

日高教:学校全体の DX 化は進んでいる一方、学校図書館では依然として手書きで蔵書管理や貸出・返却を行っている学校もあり、図書館システムの導入が急務である。しかし、システム導入にはパソコンなどの機器整備に加え、蔵書データの登録や運用・管理を担う人材の確保も必要となる。電子図書館は電子書籍の価格が紙の本の約 3 倍と高額で、利用期間や回数にも制限があるため、導入・運用の負担が大きい状況である。さらに、利用者 ID の管理やシステム運用などにも人的・財政的負担が伴うため、導入できる学校は限られている。このため、学校図書館の DX 化を着実に進めるための十分な予算措置と、自治体に対して必要な予算が適切に確保・活用されるよう、文科省による支援と働きかけを求める。

文科省:ハード面に関しては先ほど申し上げた通り、総務省のデジタル事業債や、内閣府の地域未来交付金などが活用できるが、図書のコンテンツについてはそこまで読めるものがない。現在電子書籍の導入割合増えてきており、読書バリアフリーの観点でも図書館にアクセスできない児童生徒も増えているので、そのような児童生徒もすべ平等に読書に親しめるような環境整備に向けて、電子書籍の導入については次期計画に向けて検討していきたい。

【実習教員部】

〈分科会〉

実習教員部は金子正雄中央執行副委員長(高知)が責任者、青柳賢氏(福島)が記録を担当した。分科会では各県における実習教員の校務の現状や部活動指導のほか、免許に係る制度や研修といった幅広い課題について活発な議論を交わした。

〈文科省要請〉

実習教員部による要請は、文科省の初等中等教育局教員免許・研修企画室法規係長が対応した。

日高教:5. 実習を担任する教諭免許状の取得については、教育職員免許法附則 9 項で示されている基礎資格の要件を緩和されたい。

文科省:現在、中教審において教員免許制度全体の見直しが議論されている。文科省としても、専門高校の機能強化や高校教育改革の方向性を踏まえ、実習教員の確保は非常に重要な課題であると認識し、今後の検討が必要であると承知している。しかし、教員免許は大学での養成を原則としているため、法附則第 9 項のような特例措置について、要件を現在の基準からさらに緩和することに関しては、免許制度全体のバランスを踏まえ、慎重に検討すべきであるとの見解を示している。一方、専門性を有する人材を学校現場で生かすための手段として、特別免許状制度の活用を挙げている。文科省は、同制度の普及啓発など多様な方法を通じて専門人材の確保に取り組むとともに、引き続き中教審での議論を踏まえた制度改革を進めていく方針である。

日高教:実習教員の免許取得要件の緩和や認定講習の運用について、以下の 3 点を要望・質問する。第 1 に、法附則第 9 項「二」の要件緩和である。基礎となる実務経験 9 年を含め、免許取得までに足掛け 14 年を要する現状は長すぎる。農業など人材不足が深刻な分野において、意欲ある他分野出身者がこの期間の壁に阻まれ離職してしまう事例もあった。法律本体の改正よりも附則の要件緩和の方が着手しやすいと考えられるため、期間短縮による人材確保の促進を求める。第 2 に、昨年の回答で示された令和 7 年度の関連予算(約 400 万円)について、本年度の状況を伺いたい。第 3 に、認定講習の受講機会拡大についてである。定員超過時に、大学へ 2 次募集を要請する考えはあるか。また、各講習の開設状況を文科省としてどの程度把握されているのか。把握している場合、例えば近畿の複数県で調整するなど、広域連携による実施を要請する考えはあるか、伺いたい。

文科省:昨年度要望した認定講習に対する支援事業については、全体予算の調整により財務省で認められず、本年度は実施できていない。当方としても重要な事業と認識しており、実現できなかったことを重く受け止めている。一方、認定講習への直接支援は見送られたものの、分野ごとに教員免許取得に必要な予算は確保しており、例えば情報分野では教育内容の充実に対応



実習教員部 分科会の様子



実習教員部 要望書手交

した教員確保を進めている。また、専門高校を所管する部局とも連携し、教員確保に必要な方策について検討を進めている。厳しい財政状況のなか、新規事業の実現は容易ではないが、限られた予算を効果的に活用し、実効性のある教員確保策を進める考えである。加えて、認定講習の開講状況の把握や開講促進については十分な対応ができていないことを認識しており、今後は分野別の課題に応じた取り組みを検討し、特に実習教員の確保に向けた具体的なアプローチを進めていきたい。

日高教:6. 免許法認定講習会について、教員免許更新の終了に伴って開講する大学が激減している実態に鑑み、積極的な開催を各自治体に促すとともに、各教科の認定講習が毎年開講されるよう、各大学に働きかけられたい。

文科省:認定講習については、免許更新制の終了に伴い開講数が減少している状況を踏まえ、積極的な開講の働きかけや、各教科の認定講習が毎年実施されるよう大学へ要請し、受講機会の地域差・分野差の解消を図るべきとのご指摘をいただいた。当方としても、認定講習は免許法や附則第 9 項にもとづき、実習教員等が免許状を取得するための重要な制度であり、その充実・普及は重要な課題と認識している。一方、講習制度の在り方を含めた教員免許制度全体については、現在、中央教育審議会で見直しが進められているところであり、その議論を踏まえながら制度改革を進めていく必要がある。実習教員の確保や養成の在り方、免許取得の仕組みについても重要な検討課題であり、現場の皆様から質・量の両面を踏まえたご意見をいただきながら、より良い制度の構築に向けて検討を進めていきたい。

日高教:特別免許状の活用促進について、現行制度では普通科高校卒業後に就農し、実務経験を積んだ人材であっても免許取得要件を満たせず、教員への道が閉ざされるなど、現場の実態に制度が十分対応していないとの指摘があった。農業への高い専門性や意欲を持つ人材が教職に就きやすいよう、免許制度の柔軟な運用や要件の見直しを求める要望が示された。また、特別免許状の交付基準や運用が都道府県教育委員会によって異なるため、制度の趣旨や運用基準の周知・徹底を図り、地域差を解消してほしい。

文科省:特別免許状については、法律上、授与対象に特段の制限はなく、制度上は幅広い人材に交付することが可能である。しかし、実際には実習教員への授与は十分に進んでいない。その背景には、特別免許状を授与した者が適切な資質・能力を有していることについて、都道府県教育委員会が説明責任を負う仕組みがあり、特に前例の少ない分野では交付判断が難しいとの実情がある。こうした課題を踏まえ、中教審では特別免許状制度の見直しが議論されており、大学での単位取得に代えて、児童生徒理解に関する研修の受講と、農業など各専門分野での実務経験や知識を組み合わせる資質・能力を確認できる仕組みなど、都道府県が判断しやすい基準や制度の整備が提案されている。今後は、こうした議論を踏まえ、不必要に制度運用が厳格化されることのないよう見直しを進めていく考えである。また、附則第 9 項についても、教員免許制度全体の見直しとあわせて検討が必要と認識している。ただし、法律改正には制度改革の必要性や法的整合性を十分に整理する必要がある、慎重な検討が求められる。現在、教員免許制度全体の見直しについては中教審で議論が進められており、「審議のまとめ」を経て、年末の答申をめざして検討が続けられている。その答申を踏まえ、令和 9 年通常国会への教育職員免許法改正案の提出を目標として制度改革を進める予定であり、現場から寄せられた意見も十分踏まえながら、制度全体の整合性を確保した見直しを進めていきたい。

【事務職員部・現業職員部】
〈分科会〉

事務職員部及び現業職員部は、水沼大徳中央執行委員(栃木)・由田桂一中央執行委員(福島)が責任者、小崎晃央氏(愛媛)・若林徹大氏(栃木)が記録を務めた。分科会では、チーム学校の一員として奮闘する事務職員・現業職員の課題について、各県における実態の違いを共有し、勤務条件の改善や技術の継承など、今後の取り組みに向けた方針を確認した。

〈文科省要請〉

事務職員部・現業職員部による要請は、文科省の初等中等教育企画課教育公務員係長と初等中等教育局財務課給与総括係長が対応した。

日高教:3.「学校事務のセンター化」については、安易な人員削減につながるものがないよう、学校現場の実情に鑑み、慎重に対応されたい。(事務職員部)

文科省:学校事務の共同実施については、平成 29 年の教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部改正によって制度化されたものである。共同学校事務室での OJT の実施により事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の効果的な実施や事務体制の強化につながると考えている。これは、職員の校務運営への参画・拡大や、主体的・積極的な参画に寄与するものと考えており、共同学校事務室の設置は有用であると考えている。文科省として、これまで都道府県教委に対して、事務職員に過度に業務が集中することがないよう、共同学校事務室や共同実施の仕組みの活用等により業務の効率化を進めるよう周知しているところである。引き続き、この共同実施や共同学校事務室の趣旨について周知していきたいと考えている。人事削減との関係性については、標準法において各都道府県に置くべき教職員について、職種ごとに配置の標準を定めている。学校現場の状況を踏まえ、具体的な配置については任命権者である各教育委員会において行われるものと承知している。文科省としては、その標準法及び共同学校事務室等の趣旨について、周知を図っていきたい。



事務職員・現業職員部
分科会の様子

日高教:人口減少が加速するなかで、地域や現場の実情に沿った共同化の進め方については、平成 29 年 3 月の制度改革に伴って、学校種別の違いはあるものの、その取り組みが進められていることと認識している。集約する業務は、給与、旅費、勤怠管理、施設管理など様々あるが、何を集約するか、それぞれの主体において丁寧に検討する必要があると考えている。施設管理については、地域の人口規模に限らず、受託業者がない中山間地域や離島もあるため、これらはいずれも一律に進めるものではなく、地域の実情に沿って丁寧に検討する必要がある。その点をご理解いただき、各教育委員会に引き続き指導、助言をお願いしたい。共同学校事務室の効果と課題の検証については、法改正による制度化から間もなく 10 年となるため、効果だけでなく課題も含め、検証を行っていただきたい。

日高教:8. 現業職員が健康で安心して働ける公務職場環境を整備するとともに、新規採用を継続して実施するなどにより技術の伝承や業務の活性化に繋げるよう、各自治体に対して指導されたい。(現業職員部)

文科省:学校業務における現業職員の職務については、運営上重要なものと考えており、一方、児童生徒に対する教育指導ではない業務については、民間企業等への外部委託は可能であると考えている。学校用務員の利用については、民間、民間企業等に

委託するかを含めて、本籍者である各地方公共団体において、学校の規模、職員配置の状況等を総合的に勘案し、その権限と責任において判断すべきものと考えている。

日高教: 栃木県では 2020 年度から採用試験が始まり、正規の現業職員が増えた。しかし、採用試験がない期間も長かったため、若い方がいない状況である。高齢化が進み、円滑に意思疎通がとれず、仕事が回らないこともあるため、今後も継続的に採用試験を続けていただき、より素晴らしい人材が集まるように、指導をお願いしたい。

＜総務省要請＞

事務職員部・現業職員部による要請は、総務省の自治行政局公務員部公務員課公務員第四係、自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室定員管理係長らが対応した。

日高教: 2. 学校事務職員の超過勤務縮減及び超過勤務手当の完全支給を図るよう各自治体を指導されたい。(事務職員部)

総務省: 地方公務員については、業務の性質上、公務のために必要がある場合や、災害その他避けることができない場合に、職員に上限時間を超えた時間外勤務を命ずることが可能な制度となっている。このような制度であるからこそ、各自治体において上限規制等の健康確保措置の実効的な運用が重要であると総務省として認識している。これまでも様々な機会を捉え、通知などによる助言を行ってきた。直近では、昨年 12 月に令和 6 年度の時間外勤務の状況を踏まえ、制度の効果的な運用に向けた留意点等を通知し、時間外勤務の縮減に向けて助言や情報提供を行った。各自治体における直近の実態を引き続き把握し、各自治体において上限規制や健康確保措置の実効的な運用が行われるよう必要な支援を行っていききたい。



日高教: 超過勤務に関しては、現場によっては直近まで紙ベースで超過勤務を管理していた。最近デジタルで管理されるようになったが、変更もできる状況である。すべての自治体に共通しているのかわかりかねるが、島根県では自動で記録を取る形で超勤をある程度適切に管理されている。基本的には、各地方公共団体で差がないよう、適切な超勤管理が重要になるため、適切な指導をしていただきたい。パソコンの電源管理や業務に係るシステムにログインした時間を自動で記録できるシステムの導入についても指導・助言していただきたい。



総務省: その点については、勤務条件調査を毎年実施し、勤怠管理をどのように行っているかの調査項目があり、全国の約 200～300 の自治体において自己申告にもとづいた勤怠管理をしている状況にある。厚労省が出しているガイドライン等があり、勤怠管理システムの導入ができず客観的に行えない場合、別の手段を用いて実施する旨を記載したガイドラインがある。そのようなものを遵守するよう助言をあわせて行っている。現在、柔軟な働き方の観点でフレックスなどもあり、勤怠管理を適切に実施することがサービス残業にならないために重要であり、われわれとしても重要だと認識しているため、引き続き助言等を行っていききたい。

事務職員・現業職員部 要望書手交

日高教: 超過勤務に関しては、手当ではなく振替を行ったことにより、その日の分の仕事が丸々残り、結果的に再び超過勤務になるという悪循環が起こる時もある。学校事務の場合、繁忙期があり、一概にフレックスがよいという訳でもなく、やむを得ない超過勤務やフレックス導入のバランスはとっていただきたい。また、超過勤務につながらないためにも、人員自体を増やすことで超過勤務自体もなくなると思うため学校への人員配置拡充を含めた環境整備をお願いしたい。勤怠管理システムをいろいろと把握していただいており、厚労省との関係や連携も理解できた。そういったところもあわせて教職員が仕事に集中し、意思疎通が取れる職場にしていきたいと思っているため、今後ともご協力いただきたい。

日高教: 5. 次世代への確実な技術伝承と業務の活性化を図るため、新規採用を継続的・計画的に実施するよう各自治体を指導されたい。あわせて、有為な人材の確保・定着に向けて、初任給決定基準及び中途採用者の前歴換算基準を実態に即して改善し、給与の平準化と処遇改善が図られるよう自治体に求められたい。(現業職員部)

総務省: 各自治体において地域の実情を踏まえて判断していただいている。総務省としては、各自治体において行政の効率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ適正な定員管理の推進に取り組むよう助言を行っている。現業職員等の給与は一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象となっていない。労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決定にあたり、同一もしくは類似の職種、国や地方公共団体の職員、民間企業における従業員の給与を考慮して決定することが求められている。そのため、給与の支給にあたり、各地方公共団体において条例等の定めにもとづいて適切に対応しているものと認識している。また、人材確保に向けて、自治体によっては初任給設定基準や前歴換算基準を改善されたという報告もいただいている。

日高教: 栃木県では、現業職員の採用試験が 2020 年度から再開し、コミュニケーションがうまくとれない、技術継承が困難といった問題はあるが、年齢差がなくなり各年代の職員が揃うようになるため、採用試験は継続的に続けていただきたい。新規人材確保という観点で、現業職員は物を直すだけではなく、生徒や教員とも関係があるため、様々な年齢層の人がいた方が、考え方が偏らず学校運営に携われると思うので、ご指導をお願いしたい。

愛媛県では、正規職員が 1 人もしくはいない学校がほとんどで、会計年度任用職員で補っている状態である。会計年度任用職員には継続的に仕事を任せられない状態のため、生徒の安心・安全を考え、その後の技術継承の観点からも新規採用をぜひお願いしたい。

総務省: 新規採用の計画に関しては、採用側の判断になるが、技術の継承といった観点からも引き続き助言をしていきたい。また、学校現場に限らず公務員の志望者の減少や全国的な倍率の低下がみられ、各自治体も採用者を増やしたいけれどそれができないという声を非常に多く聞いている。最終的には、採用自体は各自治体の判断で行うため、総務省としては間接的な後押ししかできない。他の自治体の好事例を横展開しているが、改善には至っていない。特効薬のようなものはないが、喫緊の課題だと認識しているため、各自治体の実態を把握し、統計やデータも出しながら支援していきたい。

日高教: 9. 臨時的任用・会計年度任用職員の待遇・勤務条件の改善と雇用の安定を図られたい。(現業職員部)

総務省: 臨時的任用や処遇改善については、総務省としては、各地方公共団体に対して、すべての臨時非常勤について適切な給与決定のための対応をとるよう助言を行っている。また、令和 6 年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能になったが、各地方公共団体に対して適切に支給するように助言を行っている。

日高教：各県で共通していることが、会計年度任用職員で対応している自治体が非常に多いことである。栃木県では現業職員の新規採用が再開されたものの、甲種業務に関しては、正規職員が 1 人、それに対して会計年度任用職員の方が 1～2 人、2～3 人体制で行っている状態にある。さらに、会計年度任用職員のなかには、困難で重責を伴う業務を避ける・断る職員もいるため、意識改善もさることながら、正規職員と会計年度任用職員の処遇の差があることが原因の一つであると考えられる。教員でも、常勤講師や非常勤講師のなかには立場を理由に校務を避ける方もいる。それらを踏まえ、給与に見合った業務遂行への肯定的な意識が高まるような処遇改善をお願いしたい。待遇が悪ければ、当然腰掛け程度で応募する人もいると考えられる。

福島県では、現業職員の新規採用が現在行われておらず、すべて会計年度任用職員での採用である。また、各学校の現業職員で仕事の幅に差が出てしまっている。草刈りから何から全部こなしてくれる、資格を所持し簡単な修理等もできる方もいれば、シルバー人材センターから派遣されるような人もいる。さらに、島根県の離島には会計年度任用職員に応募する人がいない。正規職員であれば人事異動の関係で割り切れる側面もある。最終的には、それらはすべて児童生徒の安全に関わってくる。教員が負担すればよいということでもない。本業の教育に資する業務が疎かになるため、教員・現業職員・事務職員がチームとして、児童生徒を育てられる環境にするためにも、待遇改善の面で指導・助言していただき、会計年度任用職員であったとしても、十分な待遇によって技術を持つ方の採用をしていただけるよう、地方公共団体に助言していただきたい。人がいないところに募集しても応募はないため、どの業種においても優れた人材が欲しく、私たちは教育に携わる者だという意識のもとで業務に励んでいるため、教育現場の声を届けていただきたい。

【定通部】

〈分科会〉

定通部は、池内大輔中央執行副委員長(愛媛)が責任者、岩貞篤芝氏(高知)が記録を担当した。分科会では、近年の定時制通信制高校における生徒の多様化、教員不足に起因する人員配置上の課題、SC や SSW の配置状況についての活発な意見交換がなされ、県域を越えた情報共有を図ることができた。



定通部 分科会の様子

〈文科省要請〉

定通部による要請は、文科省の初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係長と初等中等教育局財務課給与総括係長が対応した。

日高教：1. 定時制・通信制課程に関わる定数法を改善し、生徒一人ひとりに対してきめ細やかな指導が行えるよう十分な環境整備を進められたい。

(4) 定時制・通信制課程におけるスクールカウンセラーの完全配置及び常駐を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び報酬単価の改善を図られたい。

文科省：文科省としては、生徒の抱える課題が昨今複雑・多様化しているなか、学校教員だけではなく、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーがチームとして連携して対応することが非常に重要だと考えている。例年、概算要求において配置拡充のための予算を計上しているなかで、実際にどの学校に配置するかについては、各自治体の判断と権限において、実態に鑑みて配置を検討していただいている。しかし、高等学校においても配置充実がなされるよう、まず全体の予算を確保し、各自治体で必要なところに配置できるよう努めている。スクールソーシャルワーカーの報酬単価の改善については、スクールカウンセラーも含めて各自治体において検討いただくものである。先ほどの回答と重複してしまうが、必要な処遇がなされるよう、全体の予算額の拡充を今後も努めていきたい。



定通部 要望書手交

日高教：2. 定時制通信教育手当については、勤務の特殊性や職務の困難性を考慮するとともに、人材確保の観点から、支給水準を引き上げるよう各自治体を指導されたい。あわせて、義務教育等教員特別手当の併給調整を撤廃されたい。

文科省：定通手当は、定時制・通信制教育に携わる校長や教員の方々に対し、職務に専念できるよう、優秀な人材をこの方面に誘致・確保し、定時制教育や通信制制育を振興することを目的として定められているものと認識している。義務教育特別手当や定時制通信制教育手当を含めた教職員の給与については、地方公務員法や地自治法を踏まえ、他の地方公務員の給与と同様に、各都道府県並びに指定都市が条例で定めることとなっており、基本的には各地方公共団体において適切に判断いただいて定めていただくものと認識している。一方、今般の給特法も改正し、教師の処遇改善を進めているところである。教職調整額については、約半世紀ぶりに給特法を改正し、元々4%となっていたが、1年ずつ段階的に引き上げ、令和12年度までに10%まで引き上げるところであり、高校の先生方も含め、処遇改善等を進めているところである。この定時制通信教育手当についても、その教職調整額を基準に算定している自治体が多いと思われる。教職調整額が上がっていけば、それに伴い定通手当も上がる自治体が多くあると思われる。そういった状況を踏まえて、文科省としても、先生方の処遇改善は大変重要なものと認識しているので、しっかりと処遇改善自体は進めていきたい。

日高教：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの予算ついて、ご理解・ご協力いただいていることに感謝申し上げる。定時制通信制高校においては、教育的ニーズが必要とされる生徒、それに伴う悩みを持つ保護者の割合が高い、相談件数が多い現状に見合う配置が現在も進んでいない。生徒や保護者の安心安全や不安の解消には、一刻も早い対応が必要であるが、予算の関係上、人数が不足している自治体がほとんどで、学校単位でPTAの予算から報酬を捻出してカウンセラーを増員配置しているというケースもある。それなのにも関わらず、相談依頼があっても2か月待たなければいけないという状況であるため、定時制通信制高校での完全配置を強く望む。また、定時制通信制高校では、家庭環境に課題を抱えているケースが多く、教員が立ち入れない環境要因の調整、福祉や行政支援の連携など非常に不可欠である。そうした点において、スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーとの連携で支援体制の強化にも大きく寄与している。スクールソーシャルワーカーの活用は、教員、生徒、保護者とも近年理解が進んでおり、教育的ニーズも高まっている。しかし、スクールカウンセラーと同じく人数が不足しており、多くは報酬単価の低い非常勤職員であり、学校の実情を理解して対処していただく、連携していただける経験豊富な人材の確保、定着が困難な状況でもある。報酬については、自治体の判断ではあるが、専門職に見合う報酬の引き上げ等、各自治体に対して指導、助言していただきたい。

文科省：定時制通信制高校は、複雑な背景の家庭や中学校の時に不登校だった児童生徒の選択肢の1つになっているという実情等の声をいただいている。繰り返しになるが、そういった学校にもきちんと配置がされるよう、要望をしっかりと反映させていながら配置拡充のための予算確保に努めていきたい。

日高教: 定時制通信制高校は、教員不足の煽りを特に受けている。頭数が足りても、高齢化が加速し、50 代の教員しかいない職員室や、非常勤講師・時間講師ばかりで頭数を埋めているような現状がある。定時制通信制高校には様々な背景を抱える生徒が通学しているなかで、1 番の窓口になるわれわれ教員の数が足りていない。時間講師や非常勤講師が学校にいない場合、問題が良くない方向に進んでしまうことも、実際に起きている状況である。このような状況のなかで、定時制通信制高校に興味を持ち、若い先生や非常勤の方が勤めてくださり、正規教員が常に常駐できるような形を達成できるためにも、手当等についてご尽力いただきたい。併給調整については、現在日本全国でも現場で作業をする職人が不足している。田舎にも都市部から求人がくる状況であるが、そういったなかで、工業の先生や若い先生方があまり定着しない状況にあるため、この併給調整にも何らかのご尽力をいただきたい。

文科省: この時代においても児童生徒が多様性し、それに伴い受け皿も必要になっているなかで、定時制通信制教育の重要性も増しており、われわれとしてもそこはしっかり取り組んでいきたい。また、教師の待遇が一つの魅力だと思って教師を志望する人もいる。当然、教師になりたいと思う人は、儲かるからではなく児童生徒に人生に携わる部分に魅力を感じて志望する人もいると考える。一方、処遇が悪いため、最後に教師を断念する人もいると考えられる。われわれの問題意識も、給料だけでなく働くうえでは、児童生徒の教育が重要であり、それに専念できるような働き方改革を進めていくことで、定数改善や教師不足もあるが、マンパワー、1 人が色々担うのではなく、いろんな人が協力して教育していけるような環境をつくっていききたい。それとともに処遇改善も重要であるため、教職調整額の改善も実施した。そういう方向性自体は同じ方向に出るかなと思うため、引き続きご指導いただきたい。

日高教: 併給調整に関して、国から地方に財源を交付されると思うが、その基礎となる予算の計算のところでは、併給調整も鑑みたうえでの計算となっているのか。もしくは、国が別立てとして交付し、地方が調整を行っているのか、伺いたい。

文科省: 義務教育は義務教育国庫負担金として、国の補助金は、われわれが積算をしているが、高校段階は地方財政措置であり、総務省に算定していただいている。われわれも総務省と考え方を共有したり、教えていただいたりしているが、その点は承知していないところがあり、この定通手当等の併給調整についてはどのような積算をしているのかは把握していないため、ご理解いただきたい。

【特別支援教育部】
〈分科会〉

特別支援教育部は、羽根真実子中央執行副委員長代理(福島)、水沼侑也氏(栃木)が記録を担当した。分科会では、待遇・勤務条件の改善に向けた特別支援学校の現状や、教室不足に悩む現場の実態について情報交換を行い、要請に向けて活発な議論が交わされた。

〈文科省要請〉

特別支援教育部による要請は、文科省の初等中等教育局財務課給与総括係長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係長、初等中等教育局特別支援教育課企画調査係が対応した。

日高教: 1. 特別支援教育関係教職員に係る給料の調整基本額(調整数)については、現在以上に縮小されないように図られたい。また、インクルーシブ教育の観点以外にも、障害の重度・重複化・多様化の観点から、支給範囲の拡大を図るなど、待遇・勤務条件を改善されたい。

文科省: 皆様ご承知のとおり、給料の調整額は勤務条件等の著しい特殊性に応じて支給されているものである。これまで特別支援学校等の教師に支給されてきたが、近年は通常学級でも特別支援教育の対象児童が増加し、すべての教師に対応が求められている。学校全体での組織的な対応が必要となるなか、一般の教師との相対的な特殊性の差が縮まったと判断し、今回の処遇改善で見直すこととした。一方、特別支援に携わる先生方が引き続き一定の特殊性を有していることは相違ない。そのため、今回は廃止ではなく、複数年かけて段階的に縮減する形としている。また、すべての先生方に一律支給される教職調整額については引き上げを行うため、特別支援に携わる先生方個人の給与総額は毎年上がり、一般の先生方よりも高い水準は維持される。一部縮減となる事情はあるが、引き続き現場の声も伺いつつ必要な処遇改善に努めていくのでご指導お願いしたい。

日高教: 給料の調整額について、国に専門性を認識いただいていることには感謝申し上げたい。しかし、愛媛県では1日1,000円、1 か月約 2 万円の独自手当がある一方、国の支給のみの県もあるなど、都道府県でばらつきがある。国の調整額縮減という方向性は、われわれの専門性が十分に認められていないように感じられる。通常校での特別支援ニーズ増加を理由としても、われわれの仕事が減っているわけではない。酸素ボンベが必要な生徒の命を守り、少しも目を離せない状況のなか、少ない定数で懸命に働いているのが現場の実態である。また、島根県には高校の通級担当教員に支給する独自の制度がある。こうした事例を国から全国へ促すなど、ぜひ一緒に政策を考えていただきたく、現場の追加要望として受け取ってほしい。

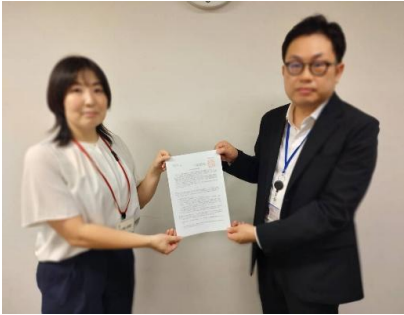
文科省: 現場の声を伺うことで、われわれに見えていなかった実態を知ることができ、感謝申し上げたい。調整額については、一般の教員と比較した特殊性に対する手当という元々の趣旨を踏まえ、現場の困難性を理解しつつも、今回見直しをした。一方、先生方全体の処遇改善は必要なものであり、教職調整額の引き上げや他の手当の新設・増額等を通じてしっかり進めていきたい。また、定数改善や特別支援教育支援員への地方財政措置、医療的ケア児への看護師配置補助など、指導体制の充実も図っていききたい。すべのご要望にお応えするのは率直に申し上げて難しい面もあるが、処遇と指導運営体制の両面で支えられるよう、引き続きお声を伺いながらできる限りのことに努めていきたい。

日高教: 3. 特別支援学校設置基準にもとづき、既存の施設・設備についても、改善と充実を進められるよう自治体を指導されたい。特に、教室不足の解消については、安易に特別教室を普通教室へ転用せず、特別教室が本来の役割を果たせるよう図られたい。

文科省: 特別支援学校設置基準は、在籍者数の増加による慢性的な教室不足を踏まえ、教育環境を改善するために策定された。附則において、既存校の編制や施設整備は当面の間、基準によらないと規定されている。一方、総則は既存校も含めたすべての学校に適用され、設置者には水準を低下させず、向上を図る努力が課されている。われわれとしては、交付通知でお示ししたとおり、既存校も可能な限り速やかに設置基準を満たすよう設置者に求め、国としても整備を促していきたい。また、小中学校等の新設・増築は国が経費の一部を負担しているが、特別支援学校の教室不足解消に向けては、校舎の建て替えや改修事業の国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げる措置について、元々の令和2年度から6年度までの期間を令和9年度まで延長した。文科省としては、こうした財政支援等を通じて、各設置者における計画的な施設整備を引き続き支援していきたい。



特別支援教育部 分科会の様子



特別支援教育部 要望書手交

日高教:施設に関して、文科省の調査で 2023 年から 2025 年に教室不足が 167 解消され、補助率が 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられたこと等の環境改善に感謝申し上げたい。しかし、児童生徒の増加に伴い、実施に支障が生じている教室はまだ 2、719 あり、依然として厳しい状況である。特別教室の転用による学習の制限や、図書室の合同設置による読書機会の喪失が生じている。また、普通教室の合併による安全確保の難しさや、空き校舎転用時のエレベーター・スロープ等の整備予算の不足も深刻です。障害の重度・重複化により、廊下でクールダウンせざるを得ないなど、教員の努力だけでは安全な環境づくりや個別対応が限界に達している。補助の引き上げはありがたいものの、令和 9 年度までにすべての教室対応を終えるのは難しいと感じている。自治体への要請継続も含め、今後の方針や具体的な施策案について、伺いたい。

文科省:特別教室の転用で学習活動が制限されているという状況が生じていることは承知している。目標として、児童生徒が安心して学べる環境づくりをしていきたいと考えている。小中学校や高校の空き教室を改修して使用することも進めていきたい。令和 10 年度以降のことについては、地方と国の役割分担や必要となる予算総額などもあり、今この場ではっきり申し上げることは難しいが、慎重な検討が必要であると考えている。引き続き教室不足の解消に向けて、われわれとしても検討していきたい。

【養護教員部】

〈分科会〉

養護教員部は廣瀬卓中央執行副委員長(島根)が責任者、高橋壮大氏(栃木)が記録を担当した。分科会では、近年の養護教諭の役割の多様化・重要化に伴い、多くの学校で一人配置となっている現状を踏まえ、特有の課題について活発に意見を交わした。他県の先進事例を含め、県をまたぐ貴重な情報共有の場となった。

〈文科省要請〉

養護教員部による要請は、文科省の総合教育政策局健康教育・食育課保健指導係主任が担当した。

日高教:1. 多様化する児童生徒への対応を行うため、800 人以上という学校規模に関わらず実態に
応じて養護教諭の複数配置とされたい。新規採用者の単独配置にあたっては、柔軟に加配
を措置して業務のバックアップ体制が構築できるよう図られたい。

文科省:現代の学校における健康課題は、アレルギー疾患やメンタルヘルス、いじめ、不登校、貧困などにより多様化・複雑化しているとわれわれも痛感している。校内教育支援センター等の対策が進む一方、保健室登校のケースも増えており、それらへの対応と突発的な事故や日常業務を並行して行う現場の厳しい状況は重々承知している。対策として、経験豊富な養護教諭に一時的に支援する補助事業を用意している。また本年は義務標準法を改正し、義務教育段階で養護教諭の複数配置基準の引き下げ等を実施した。高校も大変厳しい状況にあると認識している。直ちに高校での方向性を示すことは困難であるが、今後の望ましい指導・運営体制の在り方について、中長期的な検討を含め、できる限りのことに取り組んでいきたい。

日高教:現状については十分理解していただいていると思うが、コロナ禍前後で生徒の実態は大きく変化している。当初 500 名弱だった生徒数が約 100 名減少したにもかかわらず、来室者数は 1.5 倍に増加した。来室のカウントは擦り傷対応で「1」、1 日保健室にいても「1」であるため、実際の時間と労力は数字以上に増大している。以前なら生徒自身や家庭で解決できた問題も今は難しく、保健室に多様な問題が持ち込まれている。不登校生徒の増加などチーム対応を要する事案も増え、教職員間の情報共有や協議に多大な時間を割いており、同一校でありながら労力はコロナ禍前の 2 倍以上だと実感している。

養護教諭は 1 日の勤務の大半を保健室で過ごし、出勤から放課後まで途切れることのない生徒対応や緊急時の備えをしている。昼食も取れずに夕方を迎え、常に張り詰めた状態で過ごしている。昨年度の本県のアンケートでは、養護教諭のほぼ全員が休憩時間を取得していないと回答した。国のガイドラインにある「手待ち時間は休憩に含まれない」という規定に照らすと、養護教諭は常に休憩をしていない状態である。休めなくても緊急対応は行いますが、労働基準法の規定とは程遠い現実がある。この実態から、養護教諭の配置の定数改善、それが難しければ柔軟な複数配置をお願いしたい。また新規採用者へのバックアップ体制のご配慮もお願いしたい。

文科省:教職員定数については、先ほど申したようにできることとできないことがあるが、高校の複数配置基準や新規採用の方のお話、手待ち時間といった状況について伺った。重要かつ近年複雑化していることは重々承知しているので、そういった要望を踏まえつつ、今後引き続き検討していきたい。

日高教:7. 養護教諭の事務処理等を補佐する「保健室事務補助員制度」(仮称)の導入を図られたい。

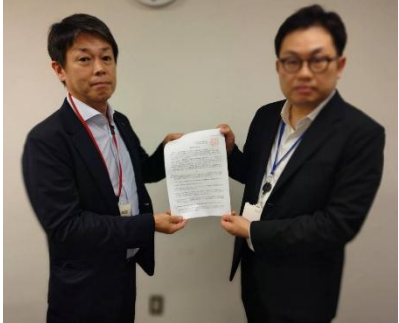
文科省:保健室事務補助制度の導入に関しては、保健室の役割の増大や ICT 環境の変化に伴い、養護教諭には健康相談や保健指導、衛生管理、関係機関との連携が求められ、多忙な状況にあると承知している。これらを踏まえ、健康診断等の繁忙期や 1 人配置校での研修不在時などに活用できる「学校保健食育推進体制支援事業」を実施し、養護教諭のサポートと指導体制の強化を図っている。また、働き方改革の一環として、会計事務や保健室だより作成などの事務補助に活用できる「教員業務支援員」の配置に加え、時間外在校等時間が長い学校等への重点配置予算を計上している。当該支援員の業務が学校全体の負担軽減に資するものであれば、養護教諭の業務に関しても配置事業の補助対象とすることが可能である。

日高教:令和 8 年度予算にて養護教諭の支援体制充実の項目を設けていただき感謝申し上げたい。しかし、「学校保健食育推進体制支援事業」の 5,200 万円という予算規模には懸念がある。1 都道府県あたり約 110 万円では、多忙な繁忙期に経験者を派遣するには極めて不十分である。仮に時給 1、500 円で 1 日 6 時間、繁忙期の 4~6 月にサポートを依頼すれば 1 人約 40 万円を要する。110 万円では 1 県で 2~3 名分にしかならず、現実的な支援とは言えない。養護教諭への理解に深く感謝しつつも、現場の実態に即した事業名への変更と、実効性のある予算の大幅な増額を、引き続き強く要望する。

文科省:「学校保健食育推進体制支援事業」は養護教諭の派遣にも活用可能であるが、5,200 万円で全国を支えるのは厳しいというご指摘は、われわれとしても重く受け止めている。しかし、自治体から多額の予算申請をされているものの、適正な人材が見つからない等の事情で、最終的な執行率が 7 割程度にとどまっているのが現状である。執行額が伸び悩むと、財務省に対し増額の必要性を説明するのが非常に難しいという課題がある。執行率の低さがニーズの欠如を意味するものではない。今後は教育委員会と連携して執行率向上を図るとともに、本事業が必要な現場で適切に活用されるよう周知に努め、予算の増額を強く訴えられる体制を整えていきたい。



養護教員部 分科会の様子



養護教員部 要望書手交